

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（4.12.22 公布、同日施行(4.4.1 適用)）を踏まえ、次のとおり補償基礎額の改定をする。

経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学 校 医 及 び 学 校 歯 科 医	7,059円 ↓	8,730円 ↓	11,448円 ↓	12,990円 ↓	15,534円 ↓	16,563円 ↓
	7,194円	8,820円	11,481円	(現行どおり)	(現行どおり)	(現行どおり)
学 校 薬 剤 師	6,135円 ↓	7,215円 ↓	8,937円 ↓	10,443円 ↓	11,451円 ↓	11,844円 ↓
	6,240円	7,260円	8,943円	(現行どおり)	(現行どおり)	(現行どおり)

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。